## 令和8年度 里庄町保育所等利用案内

保育所は日中家庭で保育できない児童を保護者にかわって育成する施設です。 「集団生活をさせたい」「家庭での育児が大変」などは利用要件になりません。 適正な利用をお願いいたします。

#### 利用申請・締切日について

#### 令和8年4月1日から利用を希望する場合

#### 郵送・健康福祉課窓口申請の場合

申請開始日	申請締切日	その他
令和7年11月4日(火)	令和7年11月28日(金)	郵送:必着 窓口:平日8:30~17:15

#### (町内保育所在園児のみ)町内在園保育所提出の場合

<u>在園している保育所が指定する日</u>までに提出ください。保育所では内容の確認をしませんので、不足書類等がある場合、後日、健康福祉課より電話連絡いたします。

#### 年度途中(令和8年5月以降)から利用を希望する場合

#### 郵送・健康福祉課窓口申請のみ

利用開始月	申請締切日	その他
令和8年 5月	令和8年3月13日(金)	
令和8年 6月	令和8年4月15日(水)	
令和8年 7月	令和8年5月15日(金)	
令和8年 8月	令和8年6月15日(月)	
令和8年 9月	令和8年7月15日(水)	郵送:必着
令和8年 10月	令和8年8月14日(金)	窓口:平日8:30~17:15
令和8年 11月	令和8年9月15日(火)	
令和8年 12月	令和8年10月15日(木)	
令和9年 1月	令和8年11月13日(金)	
令和9年 2月	令和8年12月15日(火)	
令和9年 3月	令和9年1月15日(金)	

#### 問い合わせ・提出先

里庄町健康福祉課 子育で支援・保健担当 〒719-0398岡山県浅口郡里庄町大字里見1107-2

電話:0865-64-7211



#### 利用できる保育施設等について

0~2歳児

#### 3~5歳児

#### 健康福祉課へ申請

- · 事業所内保育事業
- · 小規模保育事業等

#### 健康福祉課へ申請

・認可保育所

- -- !

・認定こども園 (保育利用) 等

#### 教育委員会へ申請

- ・幼稚園(町立4・5歳)
- ・認定こども園 (教育利用) 等

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ※別途広報予定

#### 施設等へ直接申請

- · 認可外保育施設
- · 企業主導型保育事業 等

※認可外保育施設を利用する「保育の必要性がある0~2歳非課税世帯」または「3~5歳」については「子育てのための施設等利用給付」の対象となる場合があります。詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。

#### その他保育サービス(施設等へ直接申請)

- ・一時預かり(げんキッズ等)
- ・預かり保育(町立幼稚園は教育委員会へ申請)
- ・病児保育(県内25市町相互利用 すこやかキッズルーム(笠岡第一病院)等)

※「保育の必要性がある0~2歳非課税世帯」または「3~5歳」については「子育てのための施設等利用給付」の対象となる場合があります。健康福祉課(預かり保育(町立幼稚園)は教育委員会)へお問い合わせください。

#### 認可保育所(町内:かすみ保育園・里見保育園)

保護者の就労や病気などのために、日中家庭で保育できない児童を保護者にかわって保育する児童福祉施設。

※各園については「9 保育所について」をご覧ください。

#### 認定こども園(町内:無し)

教育・保育を一体的に行う施設で①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設。

#### 事業所内保育事業(町内:無し)

会社や事業所の保育施設などで、従業員・地域のお子さん等を保育します。

#### 幼稚園 (町内:里庄東幼稚園・里庄西幼稚園)

教育課程の基準に基づく教育が受けられる園で、遊びを大切にした教育を行っています。

※各幼稚園については「10 その他の施設等について」をご覧ください。

- ●町外施設利用申請については「2利用申請ができる方」 下部の「広域申請について」をご覧ください。
- ●井笠管内の広域申請については「11 井笠管内の広域申請 について」をご覧ください。



#### 1 確認事項【重要】

#### 希望する保育所等について

申請の前に、利用が決まった場合に**実際に通えるか**、条件や送迎可能か等確認をしてください。<u>利用決定後に辞退することがないよう</u>にしてください。<u>辞退し</u>た場合は入所保留通知は交付できません。

入園申込書の「利用を希望する保育園」に記入のある保育所への入所となる場合は(第2希望の場合も)、事前に町から電話連絡をしない場合があります。

#### 保育料以外の費用負担について

3歳児以上の方については給食費(主食費・副食費)の保護者負担があります。 それ以外にも、制服等の物品費、教材費等の実費負担が発生します。

#### 慣らし保育について

初めて保育所に入所するお子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行います。<u>慣らし保育は、利用開始日以降</u>に行います。期間等についてはお子さんの年齢等により異なります。

利用開始日より前に慣らし保育を行うことはできませんので、ご家族や雇用先等と調整の上、利用開始日を検討してください。

#### 現況確認について

現況確認のため、場合により給与明細等の提出をいただくことがあります。また、継続の場合、就労証明に記載がある内容と所得が一致しない方(最低賃金を下回る場合等)等その内容に疑義がある方については、その都度調査を行い、その結果により、必要な場合は所轄労働基準監督署等へ照会いたします。

#### 内職・自営業について

内職のみでの申込は<u>「月48時間×岡山県最低賃金」以上収入があることが必要</u>です。また、自営業については、<u>必要に応じて月収支のわかる資料、出品してい</u>るHP等事業の関係資料の提出を求めることがあります。

#### 特別な支援・配慮を必要とするお子さんについて

新規入所のお子さんで、障がいや重い食物アレルギー、医療的ケアを必要とするお子さんなど、特別な支援・配慮が必要な場合には、<u>申請の前に</u>健康福祉課(**②**0865-64-7211)までご相談ください。

#### 利用申請児童 年齡早見表

生年月日	年齢(学年)
令和7年4月2日~	0歳児
令和6年4月2日~令和7年4月1日	1歳児
令和5年4月2日~令和6年4月1日	2歳児
令和4年4月2日~令和5年4月1日	3歳児
令和3年4月2日~令和4年4月1日	4歳児
令和2年4月2日~令和3年4月1日	5歳児

#### 2 利用申請ができる方

保護者と小学校就学前のお子さん両方が里庄町に居住しており、保護者のいずれもが下表の状態にあり、保育所での保育を必要とする場合に利用申請することができます。町内保育所で保育士として就労される方は最優先となります。

※保育所は保護者が就労や病気等のために、日中家庭で保育できないお子さんを保護者にかわって育成する児童福祉施設です。「集団生活をさせたい」「家庭での育児が大変」などは利用要件になりません。適正な利用をお願いいたします。

保育を必要とする理由	給付認定の有効期間	保育の必要量
就労(月48時間以上) ※育児休業での新規申請不可。 ※就労開始・復職日の属する月の 1カ月前から利用開始可能。	最長、就学前まで	標準時間 (育児休業は短時間)
妊娠・出産	出産予定月を挟んで 前後2カ月ずつ(5カ月)	標準時間
疾病・心身障害	最長、就学前まで	標準時間・短時間 (疾病等の程度による)
<b>介護・看護</b> (同居のみ) ※常時介護・看護	最長、就学前まで	標準時間・短時間 (介護・看護の程度による)
災害復旧	復旧にかかる期間	標準時間
求職活動	3カ月以内 (就労しない場合は退所)	短時間
<b>就学</b> (教習所不可)	就学期間中	標準時間・短時間 (就学時間による)
その他理由	理由による	標準時間・短時間

#### 利用開始日までに転入・転出予定の方について

保育所利用開始日までに保護者とお子さん両方が転入される場合、転入予定者として利用申請できます。ただし、利用開始日に里庄町に住民票がない場合は入所できません(DV等を除く)。転出予定の方は転出先の市区町村へ利用申請をしてください。

#### 出生予定のお子さんについて

出産予定日から入所可能な月数を経過した日を利用開始日として利用申請できます。入所可能日は6カ月からです(かすみ保育園は令和8年度から6カ月に変更されます)。

また、育児休業での新規申請はできません。就労開始・復職日の属する月の1 カ月前から利用開始が可能です。

#### 広域申請について

#### ※保育所等のある市区町村在住の方が優先されます。

#### ●町内在住の方が町外の保育所等の利用を希望する場合●

町を通して希望保育所のある市区町村に申請します。申請期限までに町から申請をする必要があるため、早めに健康福祉課までご相談ください。

#### ●町外在住の方が町内の保育所の利用を希望する場合●

お住まいの市区町村を通しての申請になります。詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。(里庄町の広域申請要件:①町内勤務、②里帰り出産等)

※井笠管内の広域申請については「11 井笠管内の広域申請について」をご覧ください。

#### 3 手続きの流れ

#### 申請書類の提出

- ・締切日までに申請書類を健康福祉課へ提出してください。
  - ※締切日:表紙「利用申請・締切日について」をご覧ください。
  - ※申請に必要な書類は「4 申請に必要な書類」をご覧ください。

#### 「支給認定証」の交付

- ・保育所での保育を必要と判断される方に「支給認定証」を送付します。
- ※入所希望月の前々月末までに送付します。利用調整等の状況により遅れる場合があります。
- ※ 認定事務が集中するために審査に時間を要することから、4月入所(町内 保育所)希望の方へは2月に送付します。

#### 利用調整

・申請者の希望や保育所の状況等に より、町が利用調整を行います。

## ご希望の保育所に利用が 決まった場合 (利用内定)

・ご希望の保育所の利用が内定した場合、町から「入所承諾通知書」 (4月入所(町内保育所)希望の方へは2月)が交付されます。

#### ご希望の保育所に利用が 決まらなかった場合(保留)

- ・利用調整の結果、申請者数が定員超過した等により利用が決まらなかった場合には「入所保留通知書」が交付されます。
- ・保留となった場合、希望の保育所の利用 申請者として登録され、利用が内定する まで、翌月以降も利用調整の対象となり ます(年度末まで)。

令和9年4月以降も保育所の利用を希望 する場合には、改めて申請が必要となり ます。

※不正または偽りの行為により入所した場合は認定を取り消し退所していだきます。

#### 保育所からの説明等

・保育所から利用する際に必要な事項の説明を受けてください。

#### 「保育料決定通知書」等の交付

- ・町から「保育料決定通知書」等が交付されます。
- ・保育料4~8月分:令和7年度の市区町村民税を基に計算します。4月上旬通知
- ・保育料9~3月分:令和8年度の市区町村民税を基に計算します。9月上旬通知
- ※転出、退職、育児休業の取得、世帯構成の変更などがある場合は、 必ず申請してください。詳しくは「8 変更の申請が必要な場合」をご覧ください。

#### 利用調整について

- ・保護者や家族の方の就労状況や病気・心身の障害の程度、家庭の状況など保育の必要性を考慮し、保育の必要性 の高い世帯のお子さんから優先して入所を決定します。
- ・第一希望保育所を優先して審査します。
- ・希望した園に空きがない場合や申込者が定員を上回り、審査の結果入所できない場合、入所保留となる場合があります。保留となった場合、入所できる状況になったときに連絡をします。
- ・在園児で新年度も引き続き入所を希望される方についても、新規の方同様に審査を行います。その結果によっては 引き続いての入所ができない場合があります。
- ・保育料の滞納がある場合は優先度が下がります。必ず納付してください。

#### 4 申請に必要な書類

給付認定・利用調整に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認ください。保育料の滞納がある場合は必ず納付してください。 ※書類への押印は不要です。ボールペン(消せるボールペン不可)で楷書で記入ください。

全ての方が必要な書類

| <u>井笠広域入所・児童にアレルギー等がある場合は「提出書類・井笠広域</u> | 要件等チェックシート」を提出してください。

必要な書類	注意点
施設型給付費·地域型保育給付費支給認定 (現況届)申込書 兼 入園申込書	申請児童 <b>1人につき1枚</b> 必要 表・裏の両面を記入してください
申請児童及び同居者の個人番号確認書類 ※町内在住の方は提出がなくても申請可能。	マイナンバーカードの写し 等
保育を必要とすることを証明する書類	<b>1世帯につき1枚</b> 必要 ※下表のとおり

世帯内に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は障害者手帳等のコピーを添付してください。

#### 保育の必要性を証明する書類

父母・同居の祖父母等(65歳未満)必要

保育を必要とする理由	必要な書類	
就労(月48時間以上) ※育児休業での新規申請不可。 ※就労開始・復職日の属する月の 1カ月前から利用開始可能。	就労証明書 給与が発生していない場合 (同居親族のみの事業所は 除く)は就労要件に該当し ません 内職のみでの申込は「月48時間× 岡山県最低賃金」以上収入がある ことが必要です	会社員・公務員 パート・臨時・育休含む。臨時の方はその契約が終わった後3カ月以内に次の就労先を見つけることで、引き続きの入園が可能です。 内職 自営業・農業・漁業等
妊娠・出産 ※出産予定月を挟んで前後2カ月ずつ (合計5カ月)	母子手帳の写し	表紙と分娩(出産)予定日が 確認できるページ
疾病・心身障害	医師の診断書(原本) 心身障害者手帳等の写し	医師の診断書 保育が困難な状況、傷病名、期間 が記載されたもの 心身障害者手帳等の写し 手帳番号、本人欄、障害名等が確 認できるもの
<b>介護・看護(同居)</b> ※常時介護・看護	医師の診断書(原本) 心身障害者手帳等の写し	介護や通院・入院等の状況が わかる資料
災害復旧	り災証明書等	り災の状況がわかる資料
<b>求職活動</b> ※3カ月以内	求職活動申立書	就職が <u>内定している場合は</u> <u>「就労」</u> で申請
<b>就学</b> (教習所不可)	就学申立書 在学証明書等の証明書類 時間割のわかる資料	やむを得ず時間割が提出でき ない場合はタイムスケジュー ルのわかるもの
その他理由	理由を証明する資料及び 理由の証明書	

#### 口座振替申込書(0~2歳児のみ)

提出が必要な方には「入所承諾通知書」に同封します。在園児の方で口座変更を希望の方は健康福祉課までご連絡ください。

【取扱金融機関】 中国銀行 広島銀行 トマト銀行 玉島信用金庫 笠岡信用組合 晴れの国岡山農業協同組合

#### 5 保育料について

保育料は、児童福祉法の規定により入園と同時に保護者等扶養義務者への納付義務が生じるもので、保育所の運営に要する費用にあてられます。その額は世帯にかかる市区町村民税の額に応じて算出します。

#### (参考) 令和7年度保育料徴収金基準額表

4~8月:令和6年度市区町村民税 9~3月:令和7年度市区町村民税

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準	額(月額)
階層区分	定義	0~2歳児	3 歳児以上
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	
第2階層	市区町村民税非課税世帯	0円	
第3階層	市区町村民税のうち均等割のみの課税世帯	15,000円	
第4階層	市区町村民税のうち所得割の額が48,600円未満の世帯	17,000円	
第5階層	市区町村民税のうち所得割の額が48,600円以上52,200円 未満である世帯	19,000円	
第6階層	市区町村民税のうち所得割の額が52,200円以上69,000円 未満である世帯	27,000円	0円
第7階層	市区町村民税のうち所得割の額が69,000円以上97,000円 未満である世帯	29,000円	
第8階層	市区町村民税のうち所得割の額が97,000円以上169,000 円未満である世帯	39,000円	
第9階層	市区町村民税のうち所得割の額が169,000円以上301,000 円未満である世帯	44,000円	
第10階層	市区町村民税のうち所得割の額が301,000円以上の世帯	44,000円	

- ・保護者が扶養する第3子以降の3歳未満児の保育料は無料となります。
- ・市区町村民税のうち所得割の額が57,700円未満の世帯について、第2子は半額、第3子以降無料となります。
- ・同一世帯から2人以上の児童が幼稚園・保育所等に入所している場合において、2人目以降が保育所に入所しているときは、2人目の保育料は無料となります。
- ・母子・父子世帯等で、第3~第7階層のうち市区町村民税の所得割の額が77,101円未満に該当する世帯等は、 第1子の保育料が無料となります。
- ・町内保育所勤務の保育士(町内在住に限る)の子の保育料は無料となります。
- ※令和8年度に国の基準が変更されれば、町の基準も変更する場合があります。

#### 口座振替について

- ・毎月20日(土日祝日の場合は翌営業日。4月のみ27日)に引き落とします。
- ・残高不足等で引き落としできなかった場合、翌月に、引き落としできなかった 金額と合わせて引き落とします。

【取扱金融機関】 中国銀行 広島銀行 トマト銀行 玉島信用金庫 笠岡信用組合 晴れの国岡山農業協同組合

#### 注意事項

- ・年度途中で年齢が変わっても算定の基となる年齢は年度末まで変わりません。
- ・「保育実施解除申請書」を提出しない限り、<u>通園の有無に関わらず、保育料が</u> かかります。
- ・月途中に入園または退園した場合は、日割り計算で保育料を徴収・還付します。
- ・保育料の滞納がある場合は納付相談が必要です。理由なく滞納が続く場合は、 地方自治法第231条の3第3項に基づき、滞納処分(差押え)の対象となります。

#### 6 副食費について

給食費のうち3歳児以上の児童にかかる副食費(おかず代)は、保護者が保育所へ直接支払うもので、その額は各保育所が定めることとなっています。副食費とは別に主食費も同様にあります。

- ※3歳児未満の児童には主食費・副食費はかかりません。
- ※3歳児以上のうち保護者の市区町村民税所得割の額が57,700円未満(母子世帯等は77,101円 未満)又は就学前児童を第1子として第3子以降にかかる副食費は免除され、免除対象者へ は「保育料決定通知」とあわせて通知します。また、4~8月分(4月上旬通知)は令和7年 度市区町村民税、9~3月(9月上旬通知)は令和8年度市区町村民税を基に算出します。

#### 7 保育時間について

保育の必要量が標準時間認定の場合の町内保育所利用時間は7時から18時まで (最長11時間)です。

18時から19時までは延長保育時間となり別途各保育所への申込・利用料が必要です。延長保育の申込・利用料については各保育所へお尋ねください。

保育の必要量が短時間認定となった場合は、8時から16時まで(最長8時間) になります。

#### 8 変更の申請が必要な場合

<u>退職や転職、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、変更</u>となる月の前月20日までに必ず次の表に定める書類を提出してください。

月の途中で認定区分や保育の必要量の変更があった場合、新しい認定区分、保 育の必要量の適用は、原則翌月1日からとなります。

<b>主た本田の内穴</b>	必要な書類		
主な変更の内容	支給認定変更申請書	その他の必要な書類	
里庄町外に転出する	×	保育実施解除申請書 ※転出先の市区町村へ利用申 請をしてください。	
世帯構成に変化があった 離婚・結婚・同居家族の増減等	0	同居となった家族の就労証明 書等	
退職した ※保育を必要とする理由に該当 しない場合は退所	0	(求職)求職活動申立書 (妊娠・出産) 母子手帳のコピー 等	
転職・就職した	0	就労証明書	
産前産後休業に入る	0	母子手帳のコピー	
育児休業に入る	0	就労証明書	
育児休業から復職する	0	就労証明書	
市区町村民税に変更があった	0	確定申告書等の写し	
保育所の利用をやめる	×	保育実施解除申請書 ※提出までは通園の有無に関 わらず保育料がかかります。	
その他家庭の状況に 変化があった	0	変更の内容がわかる資料	

#### 9 保育所について

社会福祉法人かすみ会**かすみ保育園** 

園長 明石 光生 定員200名

#### 保育目標

- ●明るく元気なたくましい子
- ●思いやりのある優しい子
- ●友達と仲良く、意欲的に遊べる幅広い社会性を持った子

児童福祉法の精神を尊び、園児一人ひとりにその家庭での生活と同じ愛情とのびのびとした 心のゆとりを持つ園生活をしてもらうよう、園長をはじめ保育士それぞれができ得る限り心を こめて園児たちの保育に対応している。

## <td rowspan="2" color="1" c

#### 対象年齢

生後<u>6 カ月</u>~ 小学校就学前

休園日

日曜・祝日 国民の休日 年末年始

#### 給食

- 3歳児未満 0円
- 3歳児以上(月額)主食費1,000円 副食費4,900円 ※自園調理、離乳食・アレルギー除去食対応 ※金額は令和7年度時点

#### 延長保育利用料

直接保育園にお問い合わせください ※見学は6~9月のみ(園へ電話で予約)



4 ・ 5 歳児は 里庄東・西幼稚園もあります 詳しくは「10 その他の施設等について」



西 駐 在

かすみ 保育園

県道288号

里庄駅

〒719-0302

浅口郡里庄町大字新庄1110番地

TEL: 0865-64-2204

http://www.kcv.ne.jp/~kasum-h/

#### 理想とする子ども像

- **★**つよく、たくましい子ども
- ★すなおな子ども
- ★創造性の豊かな子ども

#### 保育目標

- ・家庭との連携を密にし、安全で快適な環境の中で、基本的習慣の自立を図る。
- ・『和顔・愛語・忍耐』のスローガンを基に、元気で明るい子どもを育てる。
- ・生活や遊びの中で、友達同士譲りあったり、いたわりあったりする態度を身につけさせる。

# 一目のスケジュール 7:00 8:00 16:00 18:00 19:00 標準時間 保育時間 (11時間まで) 延長保育 短 時間 延長保育

#### 対象年齢

生後6カ月~ 小学校就学前

### 休園日

日曜・祝日 国民の休日 年末年始

4 ・ 5 歳児は 里庄東・西幼稚園もあります 詳しくは「10 その他の施設等について」

#### 給食

- 3歳児未満 0円
- **3 歳児以上(月額)** 主食費1,000円 副食費4,900円
  - ※自園調理、離乳食・アレルギー除去食対応
  - ※金額は令和7年度時点

#### 延長保育利用料

直接保育園にお問合せください

※見学は随時(園へ電話で予約)



#### 里庄町立 里庄東幼稚園・里庄西幼稚園

#### 詳細は教育委員会64-7212へ

両園ともに4・5歳児を預かる2年保育です。里庄町では週に1回英語講師による英語遊びの時間を設け、幼児期から英語に触れることができます。

幼稚園名	所在地	電話番号
里庄町立里庄東幼稚園	里見6606-3	0865-64-2379
里庄町立里庄西幼稚園	新庄5774	0865-64-2202

※小学校区に合わせて通園区域があります。

#### 登降園時間

登園 8:15~8:30

降園 水11:40 (給食なし)

月・火・木・金15:00

※長期休業(春・夏・冬休み)があります。

#### 1 カ月あたりの諸費用徴収額 保育料 無料

給食費 4,000円/月

※PTA会費・教材費などその他 諸費用がかかります。

※金額は令和7年度時点

#### 里庄町立幼稚園の預かり保育について

休みの日:土・日・祝日、年末年始、 お盆、警報発令日、入園式・卒業式など

希望者は遊びを主とする預かり保育を利用することができます。

利用区分 利用時間 利用料 おや		おやつ代			
	通	平日登園日	降園後~17:00 延長あり~18:00	無料	1,000円/月 +1,500円/夏休み (13,500円/年)
通常利用	通期	長期休業日	8:00~17:00 延長あり~18:00		
長期休業日のみ			8:00~17:00 延長あり~18:00	無料	1,000円/春休み 3,000円/夏休み 1,000円/冬休み
一時	- 平日登園日		降園後~17:00	350円/日	50円/日
利用	Ð	長期休業日	8:00~17:00	350円/日	100円/日

※無償化対象となる方(月48時間以上の就労、妊娠・出産、または疾病などの理由で、 家庭での保育が断続的に困難となる方)は通常利用については利用料はかかりません。

※<u>給食の無い日・長期休業日などはお弁当を用意</u>してください。 ※金額は令和7年度時点です。

#### 子育てひろば「げんキッズ」託児サービス(一時預かり)

「病院に行きたい」「買い物に行きたい」「美容院に行きたい」など理由は問いません。 ※金額は令和7年度時点

対象:生後3カ月~就学前まで(父母・祖父母が町内在住) 定員:同一時間4名まで

場所:里庄町中央公民館(老人福祉センター)2階 児童室

時間:月~金(祝日を除く)8:30~16:00 ※1日5時間まで。週最大3日まで。

料金:1時間あたり300円

申込:利用1カ月~2日前まで申込受付。初回のみ登録料(1人500円)

その他詳細については里庄町社会福祉協議会0865-64-7218へご連絡ください

#### 11 井笠管内の広域申請について

井笠管内(笠岡市・井原市・浅口市・矢掛町・里庄町)における保育所等の広域利用に関する協定書が締結され、令和5年4月から要件が緩和されています。

保育所等の所在する市町在住の入所希望者が優先され、希望者全員が入所して なお、定員に空きがある保育所等へ、広域入所することができます。

※「提出書類・井笠広域要件等チェックシート」へ該当する要件を記入し提出してください。

#### 井笠管内広域入所の要件

- ①里帰り出産をする場合
- ②子からみて3親等以内の親族が所在し、親族からの援助、又は親族への援助 を必要とする場合
- ③町外にあるいずれかの保護者の勤務先の通勤途上、又は通学先の通学途上の 市町にある保育所等を希望する場合
- ④他市町に転出したとき、転出元の市町にある保育所等を継続して利用しよう とする場合
- ⑤町の保育所等が定員超過であって、受入市町の保育所等の定員に余裕がある 場合
- ⑥その他市町長が特に認めた場合

#### 手続きの流れ

- ①**里庄町健康福祉課へ**申請書類等の提出(提出期限は下表をご覧ください)
- ② 里 庁 町 から 入 所 希 望 保 育 所 等 の ある 市 町 へ 申 請 書 類 等 の 提 出
- ③入所希望保育所等のある市町から入所の承諾・不承諾が里庄町へ通知 ※通知時期は令和8年2月以降の予定です。
- ④里庄町から申請者へ入所の承諾・不承諾を通知
  - ※保育料は里庄町が決定しますので、町内保育所に入所する場合と同一となります。
  - ※主食費・副食費・その他雑費等は保育所等により異なります。
  - ※町内保育所への転園を希望することが可能ですが、どこにも入園しないまま町内 保育所をお待ちの方の入所が優先されます。
  - ※保育料は入所施設等へ納付していただく場合があります。

入所希望保育所等 がある市町	令和8年4月1日入所の 各市町の申請締切日	令和8年4月1日入所の <b>里庄町への申請締切日</b>
笠岡市	令和8年1月30日	令和8年1月20日(火)
井原市	令和8年1月21日	令和8年1月13日(火)
浅口市	令和8年1月30日	令和8年1月20日(火)
矢掛町	令和7年11月7日	令和7年11月5日(水)